

一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会

プライマリ・ケア看護学ワークショップ<事例検討会>

WEB編開催と募集のお知らせ

日本プライマリ・ケア連合学会認定プライマリ・ケア看護師の認定が2019年度より始動いたしました。本研修をご受講頂くと、認定に必要な単位をご取得頂けます。認定取得をご希望の方はぜひ受講ください（認定申請資格については別紙参照）。

本研修は「プライマリ・ケア看護学（基礎編）」（南山堂）のテキストをもとに、学習内容を深めます。（今回は参考書籍といたします。）

この度はWEB開催といたします。

研修を受講いただいた方には受講証明書を発行いたします。

★2024年10月以降の受講証明書は、3時間（3単位）ずつの発行となります。学会認定プライマリ・ケア看護師の申請/更新には9時間（9単位）の受講証明書が必要となります。2024年9月までに研修を受けられた方は9時間（3単位）分の受講証明書をご提出ください。

開催概要

■日時：2026年1月25日（日）13:00～16:00（3単位）

テーマ：家族志向のケア 実践事例検討会

ファシリテーター：児玉久仁子（東海大学医学部看護学科 客員研究員

医療法人社団有隣会わかくさ病院 医療相談室 家族支援専門看護師）

■開催方法：WEB開催

■募集人数：30名（先着順）

■対象：看護師、准看護師、保健師、助産師、医師、その他の職種の方

■参加費【会員】3,500円 【非会員】4,000円

■服装：白衣・スーツの着用は不要です

■準備物：教科書 プライマリ・ケア看護学 南山堂

■申込期間：2025年12月17日（水）午前10時～2026年1月19日（月）午後5時

■入金期限：2026年1月21日（水）午後5時

※受付確認メールで参加費振込先口座をご案内致します。必ず入金期限までにご入金頂きますようお願い申し上げます。入金後にキャンセルされた場合の払い戻しは致しませんのでご了承ください。

※キャンセルされる場合は事務局にメールでご連絡下さい

【お問合わせ先】

日本プライマリ・ケア連合学会 担当係

メール : jpca@a-youme.jp TEL : 06-6449-7760 FAX : 06-6441-2055

■受講にあたり

1. オンライン授業は、Zoomというアプリを利用する予定です。受講生は、自宅等でオンライン授業を受講できる準備を早めにお願いします。パソコン、スマートフォンやタブレットに、事前にZoomのアプリをダウンロードしておいてください。
2. スマートフォンやタブレットの多くはカメラ、マイク付きのものがほとんどですが、ノートパソコンの場合はカメラやマイク機能がない場合があります。その場合は、お手数ですが、別途これらの機器を購入し、接続していただく必要が生じます。
3. 無線LAN導入などのインターネット接続環境をご整備ください。有線LANの方が通信の安定性は高いです。ZOOM の1時間当たりの通信量は 200～300MB と言われています。LAN 環境ではなく、スマホなどのパケット通信でオンライン授業を受ける場合には、携帯キャリア（ドコモなどの通信会社）との毎月のパケット上限を確認し、安定して受講できる準備をしてください。
4. ZOOM アプリでの授業映像の録画、撮影をし、SNS 上にアップするなどの行為は著作権や肖像権上の問題が生じ、罰せられることがありますので、禁止します。
5. 講師によって、事前課題または事前質問がある場合がございます。事前資料配布時に、お知らせいたします。課題はオンラインフォームに入力していただきます。

(別紙)

本研修は、以下のアンダーラインの研修に該当します。

<日本プライマリ・ケア連合学会認定プライマリ・ケア看護師要綱（抜粋）>

第 2 条

1. プライマリ・ケアについての所定の研修を受け、その知識、技能及び態度が、学会の目標とする能力に到達していることを認定する。

第 3 条

1. プライマリ・ケアを志す看護師等に研修到達目標を示し、これに到達するための研修プログラムを整備し提供する。

(認定申請資格)

第 6 条

1. プライマリ・ケア看護師の認定審査を受けようとする者は、日本国のか看護師免許証を有し 4 年以上の臨床経験を持つ本学会の会員であり、第 7 条に定める研修を修了していなければならない。

(研修内容)

第 7 条

1 プライマリ・ケア看護師の認定審査を受けるための研修は次の(1)及び(2)で行う。

(1) 本学会が主催するプライマリ・ケア看護師実践セミナー（e-ラーニング） 27 時間以上

(2) 本学会が主催するプライマリ・ケア看護学ワークショップなど 9 単位以上

2. 研修カリキュラムは、第 2 条に従って認定制度委員会が定める。

3. 認定制度委員会は、第 1 項の研修に対して受講者に受講単位に応じた受講証明書を交付する。